

フレックスタイム制の拡充について

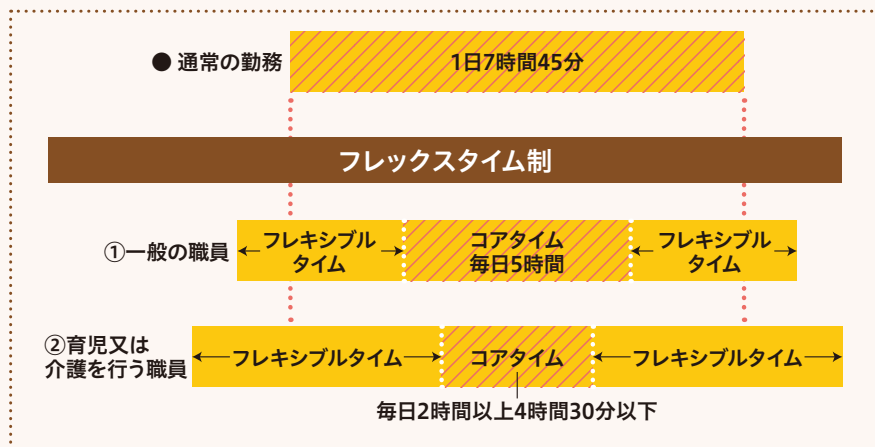
平成28年4月から、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充しました。

概要

- 対象を原則として全ての職員に拡充。
- 希望する職員から申告があった場合、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、職員の申告を考慮して、4週間以内の期間につき、勤務時間を割り振ることができる。

イメージ

- 割り振り単位期間(4週間。育児・介護職員については1～4週間)の中で、1週間当たりの勤務時間数が38時間45分となるように割り振る(4週間の場合155時間)。
- 育児・介護職員については、日曜日及び土曜日に加え、週休日を1日設けることができる。



POINT

コアタイムは全員が勤務。
フレキシブルタイム(原則として7時～22時)は、その範囲内で、
・勤務時間帯を早める(遅らせる)こと
・1日の勤務時間を短く(長く)して、その分、他の日の勤務時間を長く(短く)すること等が可能。

国家公務員の フレックスタイム制活用の好事例

育児

【40代・女性・本府省係長級】

毎週月曜・金曜日を8:45出勤に、火曜・水曜・木曜日を7:45出勤に設定し、終業時刻を繰り上げることで、学童のお迎えに行ったり、子供の帰宅を家で迎えることができるようになり、子供達と過ごす時間が増え、充実した親子のコミュニケーションができています。

また、保護者会やPTA活動などの学校行事等が行われる際には、あらかじめ勤務時間を他の日に多く割り振り、当日は午前中までの勤務時間とするなど、午後からの行事等に参加できるようにしている。

利用の動機・良かったこと等

従来では、学校行事等に参加する際には年次休暇を使用していたが、あらかじめ行事等の日程に合わせて勤務時間・業務を調整することができ、また年次休暇も有効活用することが可能となった。

● フレックスタイムによる勤務時間のイメージ(1週間単位)



国家公務員のフレックスタイム制活用の好事例

介護

【50代・女性・本府省室長級】

隔週月曜日又は金曜日を週休日とする。不足する7時間45分については、他日の始業時刻を30分～1時間繰り上げ、昼の休憩時間を30分に短縮、かつ、終業時刻を30分～1時間繰り下げることによって捻出し、4週間で155時間を確保。

利用の動機・良かったこと等

フレックスタイム制度を利用し、隔週の月曜日又は金曜日を週休日とすることで、遠隔地に独り暮らしをしている母親を訪問し、介護を行っている（かかりつけ病院への付き添い、ケアマネージャーとの面談、食料品調達、美容院・親戚等への外出時の送迎等）。

以前は、短期介護休暇制度を利用していたが、年次休暇に加え、自分だけが5日間余分に休暇を取ることになり、周囲に対して心苦しくもあり、また、年間5日と定められていることから、休暇が不足するのではないかと、この不安が常につきまとった。フレックスタイム制度の週休日を取得することにより、不在となることに変わりはないものの、最低限の勤務時間は確保できることから、周囲への配慮も軽減され、休暇の残日数を気にする必要もなくなった。

●フレックスタイムによる勤務時間のイメージ(4週間単位)



効率的な働き方

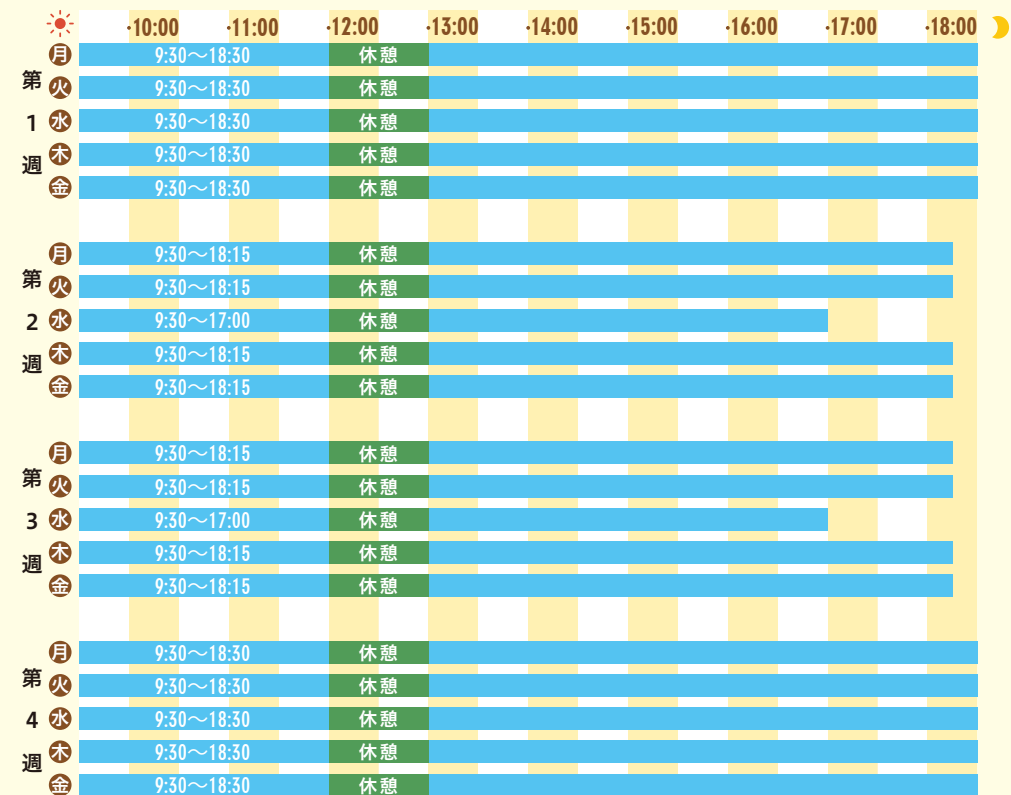
【30代・女性・本府省係長級】

担当係内で調整の上、業務繁忙が見込まれる月末と月初の終業時刻を通常(18:15)より15分繰り下げて勤務時間を延ばし(18:30)、比較的業務が落ち着く月の中旬の特定の曜日における終業時刻を繰り上げて、早期に退庁。

利用の動機・良かったこと等

あらかじめ業務繁忙が見込まれる月末と月初の勤務時間を長くする一方、比較的業務が落ち着く月の中旬の特定の曜日については、勤務時間を短くすることで早期に退庁し、買い物やライブ観戦に時間を充てることができた。

●フレックスタイムによる勤務時間のイメージ(4週間単位)



●その他の事例は以下の内閣人事局HPをご覧ください。
http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/flextime_jirei.html